

令和7年度「山武市地域資源活用事業補助金」募集要項

1 事業の主旨

本事業は、山武市の地域資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、観光資源等。）を活用した6次産業化や農商工連携の取り組みを支援することにより、農林水産業の振興及び地域経済の活性化を促進するものです。

2 補助対象者の要件

補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかの要件に該当し、市税を完納している者としてします。

- ① 市内に住所を有する個人
- ② 市内に事業所を有する法人その他の団体
- ③ 上記に掲げる個人又は法人その他の団体のいずれか2者以上で構成するグループ

3 対象事業及び補助対象経費

（1）産品等開発

地域資源を活用した産品等の開発及び販路開拓等に要する費用が対象となります。補助対象経費の詳細は以下のとおりです。

- ① 産品等の開発に要する費用
- ② 試作品の試食会、試験販売の実施に要する費用及び販路開拓に要する費用
- ③ その他、商品開発、販路開拓等に直接使用する費用。ただし、人件費を除く。

（2）生産加工施設・機械整備

6次産業化及び農商工等連携の取組に必要な、自らが行う生産加工施設及び機械等の整備に要する費用が対象となります。ただし、生産管理に必要な機械、施設のほか、パソコン、電話等汎用性が高く使用目的が特定されないものを除きます。

（3）加工・販売施設整備

6次産業化の取組に必要な、自らが行う加工・販売のための施設及び機械等の整備に要する費用が対象となります。ただし、生産管理に必要な機械、施設のほか、パソコン、電話等汎用性が高く使用目的が特定されないものを除きます。また、販売施設は、加工機器・施設の整備と一体的に整備されるものに限りします。

4 補助金の額

○産品等開発

補助対象経費の総額の2分の1以内の額。ただし、上限50万円。

○生産加工施設・機械整備、加工・販売施設整備

補助対象経費の総額の2分の1以内の額。ただし、上限100万円。

※補助金の額に10,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

5 事業の実施限度回数

○産品等開発

一の補助対象者につき1回とします。

○生産加工施設・機械整備、加工・販売施設整備

一の補助対象者につきいずれか1回とします。

6 補助対象となる事業実施期間

交付決定日以降の着手とし、令和8年3月31日までに事業完了が見込めるものとします。

7 募集期間

令和7年6月2日（月）から6月30日（月）まで

8 採択事業数

交付決定額が予算額に達するまで採択します。

9 応募の方法

(1) 提出書類

- ・山武市地域資源活用事業計画認定申請書
- ・対象事業に係る収支予算、実施体制及び生産計画等を示した事業計画書
- ・収支予算の根拠となる書類
- ・市税等の納税証明書
- ・申請者が法人その他団体の場合は組織の概要を示す書類

※生産加工施設・機械整備、加工・販売施設整備を実施する場合には、実施場所の位置図、配置図及び写真を添付してください。

※申請書等関係書類は、山武市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 提出先

- ① 山武市産業振興部商工観光課商工係へ提出してください。
- ② 受付の際、申請書の内容を確認させていただき、必要に応じて聞き取りをさせていただきます。なお、申請内容に不備があると受付できませんのでご注意ください。

10 申請前の確認事項

(1) 事業を実施するにあたり、地域や関係者・関係機関と事前に調整し、許可を得るなど、トラブルなくスムーズに事業を遂行できるように準備してください。

例①：借地で事業を実施する場合は、地権者との協議が済んでいること。

例②：施設整備を行う場合は建築基準法等関係法令について事前確認が済んでいること。

(2) 事業内容は、原則として変更できません。提案の際は十分精査してください。ただし、審査を受け、条件がついた場合などは事業の内容を修正することは構いません。

(3) 予算書の作成にあたっては、業者等から見積書をとるなど、決算額との差が最小限にとどまるよう精査してください。

(4) 原則として補助金の増額はできませんので、経費は正確に算出してください。もし事業に軽微な変更が生じてしまう場合には、必ず事前の相談を行ってください。

11 審査方法について

補助対象事業の審査選考にあたっては、別に定める審査委員により、後掲の審査基準に基づき、提出された申請書類を審査するものとします。

各審査委員の採点は30点満点とします。

各審査委員が採点した点数の平均点を補助対象事業の点数とし、点数の高い事業から順次、予算の範囲内で採択を行います。ただし、申請団体に深く関与する審査委員がいる場合は、当該団体の審査から除外した上で平均点を算出します。

なお、予算の範囲内であっても、平均点が18点に満たない事業は不採択となります。

審査会でヒアリングを実施する場合があります。また、審査の結果、採択に条件がつくことや、一部事業内容の修正や変更をお願いする場合があります。

補助金額については、審査結果に基づき申請された金額を下回る場合があります。

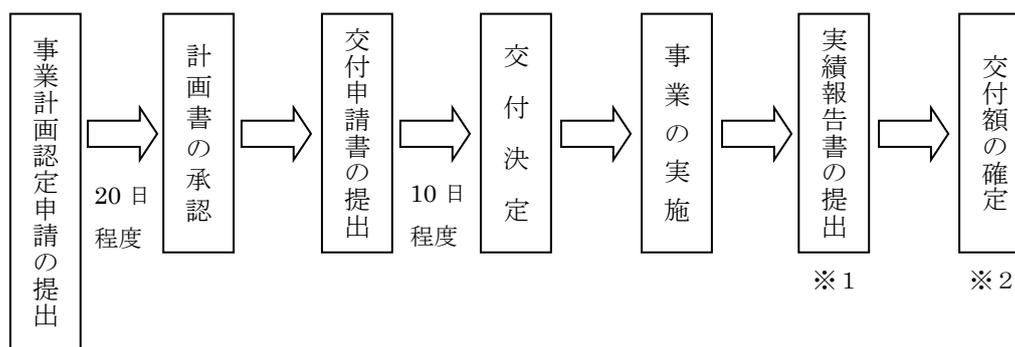
12 審査基準

事業申請者から提出された「山武市地域資源活用事業計画認定申請書」について次の審査基準により審査を行います。

【審査基準】

項 目	審 査 内 容
基本戦略 (9点)	実施事業が山武市の地域資源を通じ本市の魅力を発信するものとなっているか
	事業に必要な基礎研究の内容が十分か(市場ニーズ等)
	事業の対象市場が明確で、かつ競合商品と比較し優位性があるか
事業計画 (15点)	事業計画が具体的で事業化の実現見込みがあるか
	将来的にも自立的に事業活動を継続・展開するビジョンを有しているか
	最終目標となる売上額(生産量)に対し、適切な算出に裏付けされた利益計算が行われているか
	事業を遂行する実施体制や実行能力を有し、期間内に事業を実施することが可能か
	目指す成果が妥当であり、その実現が期待できるか
波及効果 (6点)	地域経済へ好影響を与えることや、地域資源を活用して地域で連携すること等が期待できるか
	事業に新規性や先進性があり、好事例となりうるものか
得点(30点満点)	

13 標準的なスケジュール



※1 提出期限は事業完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 31 日のいずれか早い時期

※2 令和 8 年 3 月 31 日までに確定

14 その他留意事項

- (1) 補助事業の実施にあたっては、山武市地域資源活用事業補助金交付要綱に基づき、実施するものとします。
- (2) 補助事業完了後その成果について公開することがあります。

15 問合せ先

山武市産業振興部商工観光課商工係

〒289-1392 山武市殿台 296 番地

電話：0475-80-1201 FAX：0475-82-2107

Eメール：shokan@city.sammu.lg.jp

担当：船橋